

一部改正	平成 26 年 4 月 1 日 (25 消安第 5962 号)
一部改正	平成 27 年 4 月 1 日 (26 消安第 6372 号)
一部改正	平成 30 年 4 月 2 日 (29 消安第 6146 号)
一部改正	平成 31 年 4 月 1 日 (30 消安第 6292 号)
一部改正	令和 2 年 3 月 31 日 (元消安第 6059 号)
一部改正	令和 3 年 3 月 31 日 (2 消安第 6487 号)
一部改正	令和 4 年 5 月 12 日 (4 消安第 729 号)
一部改正	令和 5 年 3 月 30 日 (4 消安第 7133 号)
一部改正	令和 6 年 3 月 29 日 (5 消安第 6363 号)
最終改正	令和 7 年 3 月 31 日 (6 消安第 6323 号)

(最終改正：下線部)

22 消安第 10244 号
平成 23 年 4 月 1 日

各都道府県知事 宛

農林水産省消費・安全局長

獣医師養成確保修学資金給付事業実施規程の制定について

農林水産省では、産業動物獣医師の確保等による良質かつ適切な獣医療を確保するため、令和 2 年 5 月 27 日に獣医療法（平成 4 年法律第 46 号）第 10 条の規定に基づき、令和 12 年度を目標年度とする新たな「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針」を定め、各都道府県が同法第 11 条の規定に基づき定める「都道府県における獣医療を提供する体制の整備を図るための計画」に即した諸施策を、各都道府県等と連携し実施していくこととしています。

今般、本基本方針に基づき、令和 2 年度から実施している補助事業「獣医療提供体制整備推進総合対策事業」においても、引き続き、地域の産業動物獣医師確保の取組

みに対する支援として、産業動物診療又は都道府県の家畜防疫員への就業を志す獣医学生等向けの修学資金の給付に係る事業を行うこととしました。

つきましては、当該事業を円滑かつ適正に実施するため、別紙のとおり規程を定めましたので、御留意の上、貴管下の関係者に周知方お願いします。

なお、本事業に係る本規程の施行前に締結した従前の契約については、契約者間において特段の取り決めがない場合においては、本規程に基づく契約として読み替えることができるものとします。

獣医師養成確保修学資金給付事業実施規程

第1 事業の実施

食料安全保障確立対策事業実施要領（平成28年3月29日付け27消安第6184号農林水産事務次官依命通知）の別表の畜産安全対策事業の獣医療提供体制整備推進総合対策事業のうち、獣医師養成確保修学資金給付事業の実施に当たっては、食品の安全・消費者の信頼確保対策事業関係補助金等交付要綱（平成28年3月29日付け27消安第6176号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）及び畜産安全対策事業の運用について（平成20年4月22日付け19消安第15124号消費・安全局長通知。以下「運用通知」という。）に定めるもののほか、この規程により実施する。

第2 事業実施主体

獣医師養成確保修学資金給付事業の事業実施主体は、都道府県計画（獣医療法（平成4年法律第46号。以下「法」という。）第11条第1項の規定により定められた都道府県計画をいう。以下同じ。）を定めた都道府県が当該計画を達成するために適当と認める団体であって、農林水産省消費・安全局長（以下「消費・安全局長」という。）が別に定める公募要領に基づき、応募した者の中から選定された団体とする。

第3 事業の内容

1 修学資金の給付

事業実施主体は、基本方針（法第10条第1項の規定により定められた基本方針をいう。以下同じ。）及び都道府県計画に基づき、産業動物を対象に診療を行う獣医師及び家畜防疫員（都道府県において家畜の伝染病の予防又は家畜衛生の向上等に関する業務に従事する獣医師をいう。）（以下「産業動物獣医師」という。）の確保を図るため、獣医師免許の取得後に産業動物獣医師として一定期間従事すること等を条件とした修学資金の給付に関する契約（以下「条件付き給付契約」という。）を締結した者（以下「獣医修学生」という。）に対し、修学資金を給付するものとする。

2 就業情報の提供等

事業実施主体は、1の事業の円滑な実施を図るため、獣医修学生、共同負担者（当該修学資金の一部を負担する団体等をいう。以下同じ。）、高等学校、中等教育学校、獣医系大学等関係者に対する事業の連絡調整及び指導並びに就業した

獣医修学生に対する就業状況の調査を行うものとする。

第4 事業の実施方法

1 獣医修学生の対象者及び対象除外者

(1) 獣医修学生の対象者

獣医修学生の対象となることのできる者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学が設定する地域枠等の特別選抜枠のうち、共同負担者の推薦を受けた者のみを対象とした入学試験枠の試験に合格し、獣医学を専攻する予定であって、学校教育法に規定する高等学校若しくは中等教育学校の後期課程の最高学年に在籍する生徒若しくは既卒者（以下「高校生等」という。）又は獣医学を専攻する学生（高校生等が獣医学を専攻する学生になった場合を含み、既に獣医師国家試験の受験資格を有している場合を除く。以下「獣医学生」という。）のいずれかであって、都道府県計画において獣医師を確保する必要がある地域又は分野において、将来、産業動物獣医師として次に掲げる団体等に従事しようとする者とする。

ア 地方公共団体

イ 農業協同組合又は農業協同組合連合会

ウ 農業共済組合又は農業共済組合連合会

エ 法人又は個人が開設する飼育動物診療施設（法第2条第2項に規定する診療施設をいい、往診のみによって獣医師に飼育動物の診療業務を行わせる者を含む。以下同じ。）

オ その他家畜の伝染病の予防、治療及び家畜衛生の向上等に関する業務を行う機関又は自ら開設する診療施設であって、事業実施主体が消費・安全局長の承認を得て適当と認めるもの

(2) 獣医修学生の対象除外者

次の各号の一に該当する者は、(1)の獣医修学生の対象者から除外するものとする。

ア 獣医師の確保のために都道府県が自ら行う修学資金と同種の資金の交付を受けており、又は受ける予定がある者（都道府県等が本事業の共同負担者となる場合を除く。）

イ 条件付き給付契約を締結しようとする者の直系血族又は直系姻族である者（これらの者が取締役、理事又は責任役員となる法人を含む。）が、本事業の共同負担者又は事業実施主体となる者

2 給付額及び給付期間

(1) 給付額

ア 高校生等を対象とする修学資金

(ア) 修学資金の給付額は、大学入学前に大学に納付する費用（入学金、1年次前期授業料、実習費等）を上限とする。給付額は、高校生等、事業実施主体及び共同負担者の協議により決定するものとする。

(イ) 修学資金の給付額は、事業実施主体が給付額の2分の1以内を負担するものとし、共同負担者がその残額を負担するものとする。

イ 獣医学生を対象とする修学資金

(ア) 修学資金の給付基準額は、月額10万円以内とする。ただし、私立大学の獣医学生の給付基準額は、月額18万円以内とする。給付額は、獣医学生、事業実施主体及び共同負担者の協議により決定するものとする。

(イ) 修学資金の給付額は、事業実施主体が給付額の2分の1以内（ただし、1人当たり月額5万円（私立大学の獣医学生については、1人当たり月額9万円）を上限とする。）を負担するものとし、共同負担者がその残額を負担するものとする。

(2) 給付期間

修学資金の給付期間は、獣医修学生と契約を締結した日の属する年度内とする。ただし、獣医学生を対象とする修学資金については、この事業が継続する限りにおいて、獣医修学生が獣医師国家試験の受験資格を取得する年度内までを限度として、契約を更新することができる。

3 給付の条件

事業実施主体は、次の各号を獣医修学生が給付を受ける条件として付すものとする。

(1) 高校生等又は獣医学生である獣医修学生が次の各号の一に該当しないこと。

ア 退学すること。

イ 獣医学以外を専攻すること（高校生等を除く）。

ウ 心身の故障のため修学の見込みがなくなつたと認められること。

エ 学業成績又は性行が著しく不良となつたと認められること。

オ その他修学資金の給付の目的を達成する見込みがなくなつたと認められること。

(2) 獣医師国家試験の受験資格を取得した日から2年以内に獣医師免許を取得すること。

(3) 獣医師免許を取得後、1年以内又は8に規定する返還債務の履行の猶予の限度内に産業動物獣医師として就業予定先（獣医修学生が産業動物獣医師として就業を予定している団体等をいう。以下同じ。）に就業すること。

(4) 8に規定する返還債務の履行の猶予の限度を超えて、家畜衛生等に関する

技術協力で海外に派遣されないこと、又は就業予定先の都合（人事異動を含む。）により産業動物獣医師としての業務以外の業務に従事しないこと。

- (5) 獣医師免許を取得後、修学資金給付期間（大学入学前の期間及び4の給付の休止に係る期間を除く。以下同じ。）に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める係数を掛けた期間（最大10年間）以上、産業動物獣医師として従事すること。

ア 修学資金の給付月額が5万円以下の給付期間 4分の5

イ 修学資金の給付月額が5万円を超え12万円以下の給付期間 2分の3

ウ 修学資金の給付月額が12万円を超える給付期間 3分の5

4 給付の休止

事業実施主体は、獣医学生である獣医修学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで修学資金の給付を行わないものとする。この場合において、これらの月の分として既に給付された修学資金があるときは、その修学資金は、当該獣医修学生が復学した日の属する月の翌月以後の月の分として給付されたものとみなす。

また、獣医学生である獣医修学生が留年したときも同様とする。

5 給付の終了

事業実施主体は、獣医修学生が次の各号の一に該当したときは、当該事由の発生した日の属する月の翌月に給付を終了する。

(1) 修学資金の給付を受けることを辞退したとき。

(2) 死亡したとき。

6 契約の解除及び返還金の返還

(1) 事業実施主体は、獣医修学生が3の条件に違反したとき又は5の(1)に該当したときは、条件付き給付契約を解除し、給付した修学資金を返還させるものとする。返還に当たっては、別添により算出される額の修学資金及び加算金（以下「返還金」という。）を徴収するものとする。

(2) 事業実施主体は、獣医修学生に返還請求を通知した日から6月以内に返還金を返還させるものとする。ただし、災害、疾病その他やむを得ない理由により返還金を返還することが困難であると認められるときは、3年を限度として返還金の返還を猶予することができる。

(3) 事業実施主体は、修学資金の給付を受けた者が返還金を返還しなければならぬ日までに正当な理由がなくこれを返還しなかったときは、当該返還すべき

日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき金額につき年10.95パーセントの割合で計算した額の延滞利子を徴収するものとする。

- (4) 事業実施主体は、獣医修学生から返還金の返還があったときは、国からの返還命令に従い、返還金のうち修学資金の給付額の事業実施主体負担分（以下「事業実施負担分」という。）及び事業実施負担分に係る加算金を国に返還するものとする。

7 返還金の返還の免除

事業実施主体は、獣医修学生が次の各号の一に該当するに至ったときは、6の規定にかかわらず、返還金の全部又は一部の返還を免除することができる。

- (1) 死亡、事故又は心身の故障のため、産業動物獣医師として業務に従事することができなくなったとき。
- (2) 就業予定先の飼育動物診療施設の廃止等就業予定先のやむを得ない事情により、産業動物獣医師として業務に従事することができなくなったとき。
- (3) 事業実施主体及び共同負担者との合意の上で、就業予定先とは異なる就業先にて産業動物獣医師として従事しようとし、又は従事するとき。

8 返還金の返還債務の履行猶予

事業実施主体は、獣医修学生が次の各号の一に該当するに至ったときは、6の規定にかかわらず、累積3年（（3）にあっては、当該事由が継続する間）を限度として返還金の返還債務の履行を猶予することができる。この場合において、猶予期間は、3の（5）に規定する産業動物獣医師として従事した期間に算入しない。

- (1) 家畜衛生等に関する技術協力で海外に派遣されることとなったとき。
- (2) 就業予定先の都合（人事異動を含む。）により一時的に産業動物獣医師としての業務以外の業務に従事することとなったとき。
- (3) 災害、疾病、出産、育児、介護その他やむを得ない理由により産業動物獣医師としての業務に従事できないとき。

9 連帯保証人

修学資金の給付を受けようとする者は、連帯保証人（獣医修学生と連帯して契約の条件の不履行により生じる獣医修学生の債務を負担する者（自然人に限る。）をいう。以下同じ。）を立てなければならない。なお、連帯保証人は2人とし、獣医修学生に父又は母があるときは、連帯保証人のうち1人は父又は母でなければならない。

10 獣医修学生等に対する指導及び就業状況調査

(1) 獣医修学生等に対する指導

事業実施主体は、獣医修学生、共同負担者、高等学校、中等教育学校、獣医系大学等関係者に対して事業の趣旨及び契約内容を十分に理解させるとともに、定期的に報告を求めるほか、必要な際に報告を求めるものとする。

また、共同負担者は、獣医修学生に対して定期的に連絡を取るなど修業状況に関して支援に努めるものとする。

(2) 就業状況調査

事業実施主体は、獣医修学生が就業予定先に就業した後、就業予定先に確実に就業していることを確認するため、定期的に獣医修学生の就業状況の調査を行うほか、必要な際に就業状況の調査を行うものとする。なお、当該調査は、現地調査により、事前に調査日等を関係者に通告することなく行うものとする。

11 給付事業実施規程細則の策定

事業実施主体は、1 から10までに掲げる事項及びその他の必要事項に関して給付事業実施規程細則を定めるものとし、修学資金の給付を受ける者に対する修学資金の給付に当たっては、当該給付事業実施規程細則に定めるところにより給付契約を締結して行うものとする。なお、給付事業実施規程細則を定めたときは、当該給付事業実施規程細則を作成し、消費・安全局長の求めがあったときは、これを提出するものとする。

第5 事業の推進指導等

- 1 事業実施主体は、農林水産省の指導の下、都道府県及び関係団体との連携に努め、この事業の円滑な推進を図るものとする。
- 2 都道府県知事は、この事業の適正かつ円滑な実施を図るため、この事業の趣旨、内容等の周知徹底及びその他必要な支援に努め、都道府県計画に基づき、本事業を計画的に推進するものとする。

第6 国の補助

国は、予算の範囲内において、交付要綱別表に定められた補助率及び補助対象経費につき補助をする。

第7 補助金交付の手続等

1 補助金の交付申請

事業実施主体は、補助金の交付を受けようとする場合は、交付要綱別記様式第

1号に定める補助金等交付申請書を作成し、運用通知別記様式第1号に準じた事業実施計画を添付の上、農林水産大臣に提出するものとする。

なお、事業実施計画及び交付要綱第4第2項の規定による補助金等交付申請書の提出に当たっては、あらかじめ事業実施主体は、当該承認申請書の内容について、就業予定先の都道府県知事との協議を終了しておくものとする。

2 事業の変更承認申請

事業実施主体は、補助金交付決定があった後において、交付要綱第9の規定により変更等承認申請書を提出しようとする場合は、交付要綱別記様式第3号に定める補助金等変更承認申請書を農林水産大臣に提出して承認を得るものとする。

なお、変更承認申請に当たっては、あらかじめ事業実施主体は、変更承認申請書の内容について、就業予定先の都道府県知事との協議を終了しておくものとする。

3 事業の実績報告

事業実施主体は、当該年度に実施した事業実績を事業が完了した日から起算して1月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、交付要綱別記様式第8号の実績報告書を農林水産大臣に提出するとともに、就業予定先の都道府県知事にその実績を報告するものとする。

第8 その他

国は、この規程に定めるもののほか、当該事業の実施及び実績について必要に応じ、事業実施主体に対し調査し、又は報告を求めることができるものとする。

附則

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この規程の都道府県計画の策定の事項については、令和4年3月31日までに都道府県計画を策定することをもって、当該要件を満たすことができるものとする。ただし、平成22年8月以降に都道府県計画を策定している場合は令和5年3月31日までの間、当該要件を満たしているものとする。

第4の6の(1)の返還金及び延滞利子の計算方法

1 修学資金

(1) 高校生等を対象とする修学資金（大学入学前に大学に納付する費用（入学金、1年次前期授業料、実習費等）を上限とする。）

修学資金の給付総額の全額

(2) 獣医学生を対象とする修学資金

$$\text{修学資金の給付総額} \times \left| 1 - \frac{\text{産業動物獣医師として従事した月数}}{\text{修学資金を給付した月数に係数を掛けた期間（※）}} \right|$$

(※) 修学資金を給付した月数に係数を掛けた期間

$$= \text{給付月額5万円以下を給付した月数} \times 5 \div 4 + \\ \text{給付月額5万円を超え12万円以下を給付した月数} \times 3 \div 2 + \\ \text{給付月額12万円を超えて給付した月数} \times 5 \div 3$$

(注1) 産業動物獣医師として従事した月数は、従事し始めた日の属する月から最終の従事日の属する月までとする。

(注2) 第4の8に規定する返還の債務の履行猶予の限度を超えて、就業予定先の都合（人事異動を含む。）により産業動物獣医師としての業務以外の業務に従事することとなったときは、「修学資金の給付総額」とあるのは「事業実施主体が負担した修学資金の給付総額」と読み替えるものとする。

(注3) 算出した修学資金に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

2 加算金

(1) 条件付き給付契約が解除された場合（(2)から(4)までに掲げる場合を除く）

修学資金の給付時ごとの金額に、当該給付をした日の属する月の翌月から、契約が解除された日又は契約解除の申出のあった日の属する月までの期間につき、年10.95パーセントの割合で計算した額の総和

(2) 獣医師国家試験の受験資格を取得した日から2年以内に獣医師免許を取得しなかった場合

修学資金の給付時ごとの金額に、当該給付をした日の属する月の翌月から、獣医師免許を取得できなかった旨の届出があった日の属する月までの期間につき、年10.95パーセントの割合で計算した額の総和

(3) 獣医師免許を取得後、1年以内又は第4の8に規定する返還債務の履行の猶予の限度内に産業動物獣医師として就業予定先に就業しなかった場合

修学資金の給付時ごとの金額に、当該給付をした日の属する月の翌月から、産

業動物獣医師として従事しない旨の届出があった日の属する月までの期間につき、年10.95パーセントの割合で計算した額の総和

- (4) 獣医師免許を取得後、産業動物獣医師として従事した期間が獣医学生を対象とする修学資金給付期間に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める係数を掛けた期間に満たなかった場合又は満たす前に第4の8に規定する返還の債務の履行猶予の限度を超えて8の(1)又は(2)に該当した場合
- ア 修学資金の給付月額が5万円以下の給付期間 4分の5
 - イ 修学資金の給付月額が5万円を超え12万円以下の給付期間 2分の3
 - ウ 修学資金の給付月額が12万円を超える給付期間 3分の5

修学資金の給付時ごとの金額に、当該給付をした日の属する月の翌月から、修学資金の給付が終了した日の属する月までの期間につき、年10.95パーセントの割合で計算した額の総和に以下の率を乗じて得た金額

$$\left[1 - \frac{\text{産業動物獣医師として従事した月数}}{\text{修学資金を給付した月数に係数を掛けた期間 (※)}} \right]$$

- (※) 修学資金を給付した月数に係数を掛けた期間
 = 給付月額5万円以下を給付した月数×5÷4 +
 給付月額5万円を超え12万円以下を給付した月数×3÷2 +
 給付月額12万円を超えて給付した月数×5÷3

- (注1) 産業動物獣医師として従事した月数は、従事し始めた日の属する月から、最終の従事日の属する月までとする。
- (注2) 第4の8に規定する返還の債務の履行猶予の限度を超えて、就業予定先の都合(人事異動を含む。)により産業動物獣医師としての業務以外の業務に従事することとなったときは、「修学資金の給付時ごとの金額」とあるのは「事業実施主体が負担した修学資金の給付時ごとの金額」と読み替えるものとする。
- (注3) 算出した加算金に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てることとする。

3 延滞利子

$$\text{延滞利子} = \text{返還金} \times \frac{0.1095}{365} \times \text{延滞した日数}$$

- (注) 延滞した日数は、返還すべき日の翌日から返還の日までの日数とする。